

## さみしがりやの会社法

### 事前予習課題

- ① 平成 31 年度東北大学法科大学院入学試験一般試験（後期）：民法法（商法）  
[http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/admission/kakomon/2019\\_2/shohomondai.pdf](http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/admission/kakomon/2019_2/shohomondai.pdf)
  - ② 令和元年度司法試験予備試験論文式問題：民法・商法・民事訴訟法（商法）  
<http://www.moj.go.jp/content/001299739.pdf>  
出題趣旨：<http://www.moj.go.jp/content/001309069.pdf>
- 2 年生は問題文を読んでもらうだけでよい。3 年生以上は課題①, ②を解いてきてくれるように。3 年生は課題①だけでもよいが 4 年生以上は課題②にも挑戦してきてほしい。
- ※ 本レジュメ自体は予習課題ではないので読まずに来てよい。

### 会社法ってどこまで勉強すればよいの？

- ・ 一部の法科大学院（一橋 LS、早稲田 LS など）では受験科目に含まれていない。東北 LS も 2022 年度（2021 年度実施）特別選抜・五年一貫型入試でも会社法は（必修ではあるが）成績判定資料に含まれていない。

↓

- ・ 司法試験に会社法は出題される。
- ・ 弁護士になってからもいわゆる「五大」大手事務所や準大手事務所にでも就職しない限り、会社法をよくわからなくても仕事ができるしまう。
- ・ 司法試験予備校に行かなきゃ問題が解けるようにならないの？
- ・ そもそも商法なの？それとも会社法なの？  
＝手形法・小切手や商法総則・商行為法を勉強する必要はあるの？

→決して高いレベルの理解は必要ない。

- ・ 会社法をメインで（商法総則・商行為法や手形法・小切手法は後回し）
- ・ 学者の議論のレベルは司法試験とは無関係な方向に進んでいる。（立法論、法の経済分析、実証研究など）
- ・ 司法試験予備校は必要不可欠ではない（バイアスがかかった意見である可能性）

具体的にどこまで求められるのか？

＝ゴールから考えていけばよい。

将来の目標：

- ・ 研究者
- ・ 五大渉外事務所、大手・準大手事務所の弁護士
- ・ その他の弁護士（民事弁護・刑事）
- ・ 検察官・裁判官

→研究者や五大渉外事務所勤務には会社法の高い理解が必要。それ以外には、会社法の理解は不要（他の司法試験科目以外の法律と同程度でも法的素養が身に付けば十分に対応可能）

↑

司法修習：不要

↑

司法試験：必要（論文式）

法科大学院の学習：必要（必修科目） or 司法試験予備試験：必要（論文式+短答式）

法科大学院入試：LS によるが多くの LS では必要

法科大学院入試レベルを目指す

まずは、法科大学院入試の商法の試験を突破することを考える。

=志望校の過去問をチェックすればよい。

多くの法科大学院では過去問・（LS によっては）出題趣旨をウェブサイトで公表。

- ・ 会社法がメイン⇔商法総則・商行為法、手形法・小切手法が稀に出題される（R01 京大）。  
このときは他の受験生もきっと混乱している。気にしない。
- ・ 論述式が多い（はず）。
- ・ 司法試験や予備試験に比べれば問題文が短い。各 LS によって違いはある。

→一番大事なところ：決してレベルは高くない。基礎事項が身についているかどうかをチェック。

『会社法事例演習教材』（いわゆる『京大本』。前田雅弘・洲崎博史・北村雅史著）や『事例で考える会社法』（伊藤靖史ほか）といったハイレベルな教材は LS 入試には不要

東北大学法科大学院の過去問をチェック：

<http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/admission/kakomon/>

→基本的には一行問題で基本的な知識をチェック & 簡単な事例問題

出題趣旨も公表されているので基本的に「自力で」勉強できる

自力で勉強できる段階までは勉強してもらわないと困る。

どういうルートで勉強すればいいのか？

- ・ まずは基礎知識を身に着けることが大事。  
大学の授業のレベルは高すぎる  
細かい判例の理解も不要
- ・ 事例問題の解き方的なアプローチも不要

## 1. 基礎知識の獲得

コア・カリキュラム（「共通的な到達目標モデル」）レベルが出題。

[http://www.lskyokai.jp/info\\_101019/](http://www.lskyokai.jp/info_101019/)

コア・カリキュラムの問題点

- 細かすぎる。
- 2010年のものなので、それ以降の法改正や判例に対応していない。  
改正の多い会社法では致命的。ただし、実際の出題では、改正法の箇所が0点でも十分に「合格点」は取れる。

そこまで到達するには

### ① 大学の授業を大事にする

メリット：

- ペース・メーカーになる。
- 法科大学院進学後も使えるようなハイレベルな教科書（リーガルクエスト、赤本、神田など）で勉強を始めても、講義で説明が補われるので、しっかり身に着けることが可能。
- 手形法・小切手法や商法総則・商行為法といった試験に出ない領域も一通り勉強できる。

デメリット：

- やはり（多くのLS入試レベルと比較して）レベルが高すぎる。法科大学院入試に合格できる最低限のレベルは超えている。
- 試験に出ない範囲も勉強しなくてはならない。（学部の授業は法科大学院入試の予備校ではない）

### ② 自学自習で補う

陥りがちな欠点：理解していない段階で「レベルが高すぎる教科書」で自学自習しようとする。

改善点

- 授業をちゃんと受けていない・授業内容を理解していないなら欲張り過ぎず自分で読んで理解できるレベルの低い教科書を選ぶ（ストゥディア会社法や『ここだけ押さえる！会社法のきほん』（神田秀樹）など）。間違っても優等生や合格者の間で「評判の良い」本というだけの理由で選ばない。自分

で読んで理解できない本は絶対に選ばない（神田秀樹『会社法入門』〔岩波新書〕など）。教科書のレベルで見栄を張らない。理解できるレベルの低い本を選んで、まずはその1冊で会社法の基本をしっかりと理解する。

- 次のステップでコア・カリキュラムを覚える段階で最初の1冊では足りないの、2冊目の「ハイレベルな教科書」または「そこそこレベルの教科書」を使う。

## 2. 問題演習・過去問演習

過去問を利用して問題演習

- わからないところは自分の使っている教科書（「そこそこレベルの教科書」「ハイレベルな教科書」）に戻る。
- 市販の問題集を利用してもよいが、法科大学院合格レベルに達していない場合は、過去問と同レベルで十分。入試に事例問題が出題されないのに、長文の事例問題を解く必要はない。（予備試験対策もする場合は別）

実際に過去問を解いてみよう。

平成31年度東北大学法科大学院入学試験一般試験（後期）：民事法（商法）

※ 講師の知る限りこの第2問は東北大学法科大学院入学試験史上最難問題。

予備試験レベルを目指す

予備試験も過去問と短答解答・論文式出題趣旨が法務省のウェブサイトで公表されている。

例：令和元年

試験問題：[http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji07\\_00245.html](http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji07_00245.html)

短答式正解・配点：[http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji07\\_00250.html](http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji07_00250.html)

論文式試験出題趣旨：[http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji07\\_00243.html](http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji07_00243.html)

- ・ 短答式試験がある。
  - ・ 問題文がLSよりも長い＝いわゆる事例問題（それでも司法試験よりは短い）。
  - ・ ただし、高度な知識は不要 or 仮に未見の問題が出てきても「現場思考」問題。
- 事例問題の解き方的な対策が必要になる。

どのような手順で勉強すればよいか？

3つの段階

### 1. 基礎知識の獲得

必要な知識はコア・カリキュラムレベルであるのは法科大学院入試と同様

## 2. 問題演習

予備試験の過去問は少し難しいのでその前に簡単な事例問題が解けるようになる必要。

- 市販の問題集（『ひとりで学ぶ会社法』『Law Practice 商法』『事例研究会社法』など）や旧司法試験の過去問、法学教室の演習コーナー（図書館でコピー）を利用。
    - レベル的におすすめは法学教室の演習コーナー
    - 旧司法試験の過去問は法改正以前のものであるので使いにくい
  - 「答案構成」を身に着ける。
  - 「問題提起→規範（→理由付け）→あてはめ」のフォーマットを身に着ける。
- 実際に市販の教材では丁寧に書かれていないので自力で身に着ける必要がある。  
実際に自学自習のみで身に着けるのは難しいかもしれない（ので司法試験予備校が狙っているのはこの隙かもしれない）  
法科大学院に進学すれば学ぶことができる。

## 3. 過去問演習

法務省のウェブサイトから予備試験の過去問と出題趣旨をダウンロードして学習  
出題趣旨は必ずしも丁寧ではないので、この段階までに分からなければ自分で調べられるようになっている必要と、自分で答案を書けるようになる必要

- 過去問：「司法試験予備試験の実施について」  
[http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji07\\_00026.html](http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji07_00026.html)
- 出題の趣旨や短答式正解：「司法試験予備試験の結果について」  
[http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji07\\_00027.html](http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji07_00027.html)

実際に過去問を解いてみよう。

令和元年度司法試験予備試験論文式問題：民法・商法・民事訴訟法（商法）